



www.ngo-hrn.org

Human Rights Now

ヒューマンライツ・ナウ

info@ngo-hrn.org

〒110-0015 東京都台東区東上野

1丁目20番6号丸幸ビル3階

電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-2406

外務大臣 中曽根弘文 殿

要 請 書

要請の趣旨

日本政府に対し、国連人権理事会選出の、カンボジアの人権状況に関する特別報告者である **Surya Prasad Subedi 氏** の任務継続にむけて、必要なあらゆる努力をされるよう求めます。

要請の理由と背景

1. 特別報告者制度と現在の状況

カンボジアは、1970年代の虐殺等の重大な人権侵害を経験してきた国です。

そのため、国連は、カンボジアにおいて人権侵害の再発を防止し、人権が尊重される国になっていくことを助けること等を目的として、人権委員会の当時より国別特別報告者を選任し、人権理事会に改組後も特別報告者によるモニタリングを続けてきました。日本政府は、カンボジアの平和構築に取り組む一方、このような国連人権機関の取り組みを強く支持してきました。

2005年以降昨年まで特別報告者であった **Yash Ghai 氏** はカンボジア政府の人権侵害を積極的に批判するなどの活動を展開しましたが、カンボジア政府との関係が悪化し、昨年 **Surya Prasad Subedi 氏** が新たな特別報告者として選出され、1年の期間「建設的な方法で」特別報告者の任にあたとされました。¹

9月に開催される人権理事会第12会期で **Surya Prasad Subedi 氏** の任務を延長するか否かが決められる予定となっていますが、同氏の任務を延長をしないという極めて重大な懸念が伝えられています。

東京を本拠とする国際人権団体・ヒューマンライツ・ナウはカンボジアの人権状況を監視してきた立場から、以下の理由で、この任務が引き続き重要であり、この時期に特別手続を終了することは極めて問題であると考えます。

¹ <http://cambodia.ohchr.org/EN/SpecialRapporteur.htm>

http://ap.ohchr.org/documents/E/HRC/resolutions/A_HRC_RES_9_15.pdf

2 カンボジアの人権状況に重大な懸念

パリ和協定以後、カンボジアの政治は比較的安定し、経済発展も進んだと言われていますが、人権の観点からは、人権活動家の表現の自由の抑圧、人権活動家に対する殺害を含む攻撃など憂慮すべき新たな人権侵害が進んでいます。

経済的格差が拡大する中、強制的に土地を奪われるケースや人身売買の被害など、経済的弱者の人権が否定されるケースが急増しています。

さらに、2006年以降、日本政府も支援し、カンボジアのクメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害を裁く「カンボジア特別法廷」が始まりましたが、未だに最も責任が重いとされるキューサンパン、ヌオンチアらに対する起訴が決定していない状況であり、この法廷の行方も極めて不透明なままです。

今後同法廷を通じて、過去の重大人権侵害が適正に裁かれ、不処罰を断ち切って、再発防止に向かって進む契機になるかがまさか正念場を迎えています。ところが、フンセン首相は、この法廷における追加起訴に関して否定的な発言をしており、法廷への政治の介入の危険が今後も危ぶまれています。

3 表現の自由に対する弾圧、民主主義、司法の独立の侵害

(1) 近年カンボジアでは、政府関係者が、政府に批判的な政治家、人権活動家やジャーナリストの政治的言動をとらえて、これらの人々に対する名誉毀損の刑事訴追を行うケースが増えており、多くの国会議員らが同様の脅威にさらされています。

2005年12月には、人権デーのラリーで人権活動家が所持していたバナーの記述を理由に、著名な人権活動家5名が名誉棄損で逮捕されるという露骨な言論弾圧が行われ、国際的な批判を浴びました。

(2) さらに、今年に入り、カンボジアにおける言論・表現の自由に関し、さらに憂慮すべき事態が進行しています。

野党サム・ランシー党(SRP)所属で、数少ない女性議員の1人である Mu Sochua 議員は、4月4日にフン・セン首相が Mu Sochua 議員の選挙区である Kampot 州で同議員の名誉を棄損する演説を行ったとして、フン・セン首相を名誉毀損の罪で刑事告訴しました。²

これに対し、フンセン首相側は Mu Sochua 議員の告訴自体が名誉棄損にあたるとして逆告訴を行いました。6月10日、プノンペン地方裁判所は、Mu Sochua 議員に対する名誉毀損はなかったとして同議員の告訴を却下した一方で、Ky Tech 弁護士の訴えたフン・セン首相に対する名誉棄損に関しては捜査を継続、2009年6月22日には、カンボジア議会が Mu Sochua 議員の不逮捕特権を剥奪する決定をしました。

² Mu Sochua 議員によれば、フンセン首相は、Kampot 州選出の女性議員が「強い足」である、と表現したという。これは、現地クメール語では、女性に対する侮辱的な意図を含む言葉である。名指しこそしないものの、明らかに Mu Sochua 議員について言及した発言だと、同議員は主張しています。

同議員は名誉棄損で起訴され、8月9日に有罪判決を受け、4100ドルに相当する罰金刑を言い渡されています。³

Mu Sochua 議員の告訴以後、SRP 党首 Sam Rainsy 氏、SRP 所属の Ho Vann 議員や SRP 系新聞の Heng Chakra 記者も与党議員から告訴されました。そして、2005年には、SRP 所属の Cheam Channy 氏も議員の不逮捕特権を剥奪され、有罪判決を受けています。

こうした与党関係者による反対派に対する名誉毀損による告訴・訴追は、公的事項に関する自由な議論を弱体化させるものであり、すべての市民が享受すべき表現の自由に対する脅威であるとともに、民主主義に対する深刻な脅威にほかなりません。

(3) カンボジア政府そして政府関係者は、社会からの批判や議論に対して門戸を閉ざすべきではなく、まして批判を刑事罰で弾圧・委縮させるべきではありません。

言論の自由、政治的言動の自由の保障は民主主義の大前提です。政府と見解を異にする議員、市民に対し、政府・与党関係者個人の名誉棄損を理由とする捜査・刑事訴追を行うことは明らかに不適切です。

また、同じ名誉棄損案件であるにも関わらず、フンセン首相と Mu Sochua 議員に対する司法判断は 180 度異なり、公正なものとは到底評価できず、司法の独立に重大な疑念があることを改めて露呈したかたちとなっています。

4 結論

以上のように、カンボジア人権をめぐる事態が悪化している中で、今こそ、国連の積極的な役割が必要となっています。この時期に特別報告者の任を解くことは誤ったメッセージをカンボジア政府に与えることになりかねず、事態を益々悪化させる危険性があります。

これまで国連や各国政府、ドナーが払ってきた、カンボジアの人権状況改善の努力が水泡に帰すことがないよう、国連の特別手続を今しばらく継続することが重要です。

そもそも、Surya Prasad Subedi 氏の任期が 1 年という短期間では「建設的な」方法での特別手続の成果を上げるのに十分とは到底考えられません。

カンボジアに対する特別手続は当事国の同意を得たうえで行われてきた経緯に鑑みれば、カンボジア政府の意向と理解を欠かすことはできません。日本は、これまで、カンボジアの復興および人権、民主主義の進展に尽力し、カンボジア政府と友好的な関係を築いてきたことに鑑み、この問題でのイニシアティブの発揮が期待されています。

国連人権理事会第 12 会期において、特別報告者の任期が延長されるよう、日本政府の最大限の努力と主導的役割の発揮を要請するものです。

以 上

³ <http://www.licadho-cambodia.org/press/files/213LICADHOPRMuSochuaVerdict09.pdf> など参照